

まち・ひと・しごと創生本部の設置について

〔平成 26 年 9 月 3 日〕
閣 議 決 定

- 1 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本 部 長 内閣総理大臣
副 本 部 長 地方創生担当大臣、内閣官房長官
本 部 員 他の全ての国務大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。